

第77期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年6月28日(木曜日)午後2時
受付開始／午後1時

開催
場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス
(KITTE 4階) ホール

※末尾の『株主総会会場ご案内略図』をご参照ください。



郵送及びインターネットによる議決権行使期限
平成30年6月27日(水曜日)午後5時まで

決議事項 ▶ 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第77期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申し上げます。株主の皆様のご来
場を心よりお待ちしております。
今後とも皆様の変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成30年6月7日

太陽誘電株式会社

代表取締役社長

登坂正一

招集ご通知

第77期定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午後2時(受付開始 午後1時)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)ホール
3. 目的事項
報告事項 第77期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類及び
計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

株主総会にご出席いただけない場合

- (1) 書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成30年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するよう、ご返送又はご入力をお願い申し上げます。
- (2) 議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる開示について

- (1) 以下の書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類及び以下の書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

- ・「新株予約権等に関する事項」
- ・「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・「連結計算書類の連結注記表」
- ・「計算書類の個別注記表」

- (2) 本招集ご通知発送後、株主総会開催日の前日までに修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.yuden.co.jp/>

以 上

当日ご出席される株主様へ

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 会場内での撮影・録音はご遠慮ください。
- 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当社グループの製品展示会場を設けておりますので、是非お立ちよりください。
- お土産は、ご出席の株主様お一人につき1個とさせていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。
以下の3つの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に **当日ご出席いただける方**



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時▶平成30年6月28日(木曜日)

開会 午後2時

受付 午後1時

株主総会に **当日ご出席いただけない方**



書面（議決権行使書用紙）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限▶平成30年6月27日(水曜日) 午後5時必着

議決権行使書用紙の記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第2号議案について

全員賛成の場合 **替**に○印

全員反対の場合 ☒ 否 に○印

一部候補者に反対の場合 **替** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入



インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成**30**年**6**月**27**日(水曜日) 午後**5**時まで

1. インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスいただきまして、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (1)セキュリティ確保のため、初回ログイン時にパスワードをご変更いただく必要があります。
- (2)「議決権行使コード」及び「パスワード」は、本招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。



議決権行使サイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使書		株主番号		議決権行使回数		お願い	
太陽誘電株式会社 申中		株主番号		議決権行使回数		1 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○		第1号 議案		第2号 議案		2 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○		第3号 議案		(注) 議決権行使回数		3 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	
平成 年 月 日		議決権行使コード		議決権行使パスワード		4 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	
太陽誘電株式会社		議決権行使コード		議決権行使パスワード		5 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	
太陽誘電株式会社		議決権行使コード		議決権行使パスワード		6 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	

2. セキュリティについて

暗号化通信により、第三者による改ざん・なりすましを防いでいますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

3. インターネットによる議決権行使に際してご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に關してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行します。
- (3) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使に必要なパソコンのご利用環境については、議決権行使サイトの記載をご確認ください。
- (5) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (6) インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524** 受付時間 9:00~21:00(土日・祝日を除く)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

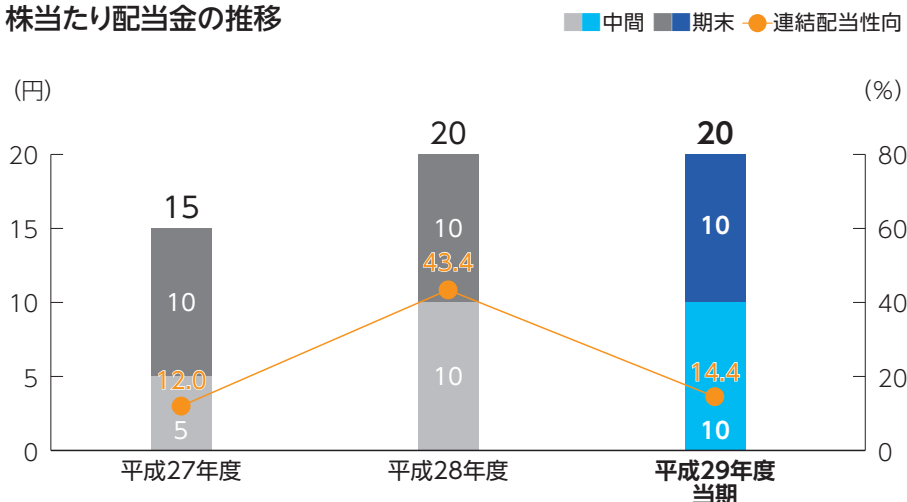
剰余金の配当の件

安定的かつ持続的な収益体質の構築、並びにネットキャッシュプラスなどの財務体質改善が見込まれたのちに株主の皆様への利益還元を充実させていくという方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき10円 総額 1,178,361,350円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月29日

1株当たり配当金の推移



第2号議案

取締役6名選任の件

現在の取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては委員長を独立社外取締役とする任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会への出席率	取締役在任年数
1 再任	と さか しょう いち 登 坂 正 一	代表取締役社長	開発・技術担当	100% (17回／17回)	12年
2 再任	ます やま しん じ 増 山 津 二	取締役常務執行役員	経営企画担当	100% (17回／17回)	5年
3 再任	たか はし おさむ 高 橋 修	取締役常務執行役員	複合デバイス事業担当	100% (17回／17回)	7年
4 再任	さ せ かつ や 佐 瀬 克 也	取締役常務執行役員	電子部品事業担当	100% (17回／17回)	2年
5 再任 社外 独立	ひら いわ まさ し 平 岩 正 史	社外取締役 (独立役員)	—	100% (17回／17回)	2年
6 新任 社外 独立	こ いけ せい いち 小 池 精 一	—	—	—	—

(注1) 地位及び担当は、本招集ご通知発送時のものであります。

(注2) 取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。

候補者番号

1

と さ か し ょ う い ち

登坂 正一 (昭和30年8月5日生)

所有する当社株式の数
13,100株

取締役会への出席状況
100%

取締役在任年数
12年

再任



略歴・地位・担当

昭和 54 年 3 月 当社入社
平成 18 年 6 月 当社取締役上席執行役員
平成 19 年 4 月 当社専務取締役上席執行役員
平成 22 年 7 月 当社取締役専務執行役員
平成 24 年 6 月 当社取締役常務執行役員
平成 27 年 4 月 当社取締役専務執行役員
平成 27 年 10 月 当社代表取締役専務執行役員
平成 27 年 11 月 当社代表取締役社長 開発・技術担当(現)

取締役候補者とした理由

生産部門、開発・技術部門、品質保証部門、事業企画部門等の幅広い分野で経営に携わり、経営者及び技術者として豊富な経験と実績を有しております。当社の代表取締役社長就任以来、高収益体質に向けたビジネスモデルの変革に邁進し、次のステージへ牽引するべく強力なリーダーシップを発揮し企業価値向上へ努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくため最高経営責任者として経営の指揮をとり、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 登坂正一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

ますやま しんじ

増山 津二 (昭和32年2月28日生)

所有する当社株式の数
4,500株取締役会への出席状況
100%取締役在任年数
5年

再任



❖ 略歴・地位・担当

昭和 55 年 3 月 当社入社
平成 16 年 1 月 当社執行役員
平成 23 年 7 月 当社上席執行役員
平成 25 年 6 月 当社取締役上席執行役員
平成 27 年 4 月 当社取締役常務執行役員
平成 28 年 4 月 当社取締役常務執行役員 経営企画担当
経営企画本部 本部長(現)

❖ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、生産システム開発、技術部門、事業部門等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役常務執行役員として、経営企画を統括し、円滑な会社運営やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの向上等に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 増山津二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

た か は し お さ む

高橋 修 (昭和30年11月25日生)

所有する当社株式の数
5,500株

取締役会への出席状況
100%

取締役在任年数
7年

再任



❖ 略歴・地位・担当

昭和 55 年 3 月 当社入社
平成 15 年 4 月 当社業務執行役員
平成 22 年 7 月 当社上席執行役員
平成 23 年 7 月 当社取締役上席執行役員
平成 28 年 4 月 当社取締役常務執行役員 複合デバイス事業担当
複合デバイス事業本部 本部長(現)
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社 取締役会長(現)

❖ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼 職 先	地 位	兼職先と当社との取引関係
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	取締役会長	当社子会社

❖ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、マーケティング部門、経営管理部門、企画部門、さらに台湾等の販売子会社社長を務めるなど、国内や海外での幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役常務執行役員として、複合デバイス事業における商品力の強化と顧客の拡大に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

(注) 高橋 修氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

さ せ か つ や
佐瀬 克也 (昭和39年1月12日生)所有する当社株式の数
4,400株取締役会への出席状況
100%取締役在任年数
2年

再任



❖ 略歴・地位・担当

昭和 61 年 4 月 当社入社
平成 25 年 6 月 当社執行役員
平成 27 年 4 月 当社上席執行役員
平成 28 年 4 月 当社常務執行役員
平成 28 年 6 月 当社取締役常務執行役員 電子部品事業担当
電子部品事業本部 本部長(現)

❖ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、事業部門等の業務に携わり、当社の主要事業であるコンデンサ事業を牽引する等、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役常務執行役員として、電子部品事業を統括する等、技術の第一人者としての知見や経験を活かし、技術力の強化と生産性の向上に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

(注) 佐瀬克也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

ひらいわ まさし
平岩 正史
(昭和27年12月4日生)

所有する
当社株式の数
0株

取締役会への
出席状況
100%

取締役在任年数
2年

上場会社
役員兼職数
0社

再任
社外
独立



❖ 略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和 56 年 4 月 **弁護士登録(現)**
昭和 56 年 4 月 **大原法律事務所所属(現)**
平成 17 年 8 月 エルシーピー投資法人 監督役員
(平成25年3月退任)
平成 24 年 10 月 日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員
(平成27年5月退任)
平成 28 年 6 月 **当社社外取締役(現)**

❖ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼 職 先	地 位	兼職先と当社との取引関係
大原法律事務所	弁護士	特記すべき関係はありません

❖ 社外取締役候補者とした理由

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令遵守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

なお、平岩正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

❖ 独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。加えて、当社の定める「社外役員の独立性基準」(14頁に概要を掲載しております。)を満たしており、独立性は十分に確保されているものと判断しております。

(注1) 平岩正史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 平岩正史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 平岩正史氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注4) 当社は、平岩正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

候補者番号

6

こ い け せ い い ち
小池 精一
(昭和31年1月3日生)

所有する
当社株式の数
0株

取締役会への
出席状況
—

取締役在任年数
—

上場会社
役員兼職数
0社

新任
社外
独立



❖ 略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和 55 年 4 月 東洋工業株式会社 (現:マツダ株式会社) 入社
昭和 57 年 3 月 株式会社本田技術研究所 入社
平成 5 年 4 月 同社 基礎技術研究センター 新素材研究室 室長
平成 16 年 4 月 同社 ブラジル四輪R&Dセンター 所長
平成 20 年 4 月 本田金属技術株式会社 開発技術本部長 執行役員
平成 23 年 6 月 同社 取締役 (平成25年6月退任)
平成 24 年 6 月 株式会社メッツ 取締役 (平成25年6月退任)
平成 25 年 6 月 同社監査役 (平成28年6月退任)
本田金属技術株式会社 監査役 (平成29年6月退任)

❖ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼 職 先	地 位	兼職先と当社との取引関係
—	—	—

❖ 社外取締役候補者とした理由

自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発及び生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い識見を当社の経営に反映いただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して有益な助言及び提言をいただけるものと判断し、独立社外取締役候補者としてしました。

❖ 独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の定める「社外役員の独立性基準」(14頁に概要を掲載しております。)を満たしており、独立性は十分に確保されているものと判断しております。
なお、当社は、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

(注1) 小池精一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 小池精一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 小池精一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注4) 当社は非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。小池精一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

ご参考

社外役員の専門性

社外役員の専門性(第2号議案が承認された場合)

氏名	地位	専門性			
		企業経営	財務／会計	法律	研究／開発
平岩 正史	社外取締役			●	
小池 精一	社外取締役	●			●
吉武 一	社外監査役	●	●		
山川 一陽	社外監査役			●	

株主の皆様へのメッセージ

社外取締役 平岩 正史

コーポレート・ガバナンスとは「風通しの良い会社とすることにより、稼げる会社を作る」という事と考えております。株主の皆様の代弁者である独立社外取締役として、また同時に企業法務の専門家として、可能な限り現場を訪れて現場の意見にも耳を傾け、取締役会等において経営陣に対して率直な意見を具申し、あるいは時として背中を押すなどして、風通しの良い会社作り、積極的な経営のできる会社作りを目指し、当社の企業価値の向上に貢献してまいります所存です。

社外取締役候補者 小池 精一

ビジネスのグローバル化やデジタル化の進展により、企業経営環境は非連続に変化する時代に入っております。激変する経営環境下で企業価値を最大化する鍵は「技術イノベーションの創出」と「人材育成」と考えています。いずれも実現には時間を要する課題であり、粘り強く取り組む必要があります。太陽誘電グループがこれからも社会に価値を提供し続けるためには、挑戦を止めるわけにはいきません。独立社外取締役として感性を磨き、自らの力量を高め、太陽誘電グループのブランド価値をいかにして高めるかということを常に意識し、その職務を果たしていきたいと思っております。

ご参考

社外役員の独立性基準(概要)

当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の『社外役員の独立性基準』を策定しております。以下のいずれにも該当しないことを確認した社外役員を、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として選出しております。

株主との関係

- ① 当社の主要株主(10%以上)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人
- ② 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主の役員又は使用人であった者
- ③ 当社が主要株主である会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

取引先企業との関係

- ① 当社又は現在の子会社を主要な取引先とする者(直近の年間連結総売上高の2%以上)
- ② 最近3年間に於いて、当社又は現在の子会社を主要な取引先としていた者
- ③ 当社の主要な取引先である者、また最近3年間に於いて、当社の主要な取引先であった者

経済的利害関係

当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の現在の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

専門的サービス提供者

- ① 当社又は現在の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ② 上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

近親者

- ① 当社又は現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
- ② 二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
- ③ 二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
- ④ 当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

(注) 上記内容は当社の定める『社外役員の独立性基準』の規則を厳密に記載したものではありません。

以 上

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 会社の理念及び経営ビジョン

当社グループの経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」の3原則を実践することであり、経営姿勢につきましてはグローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが会社の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

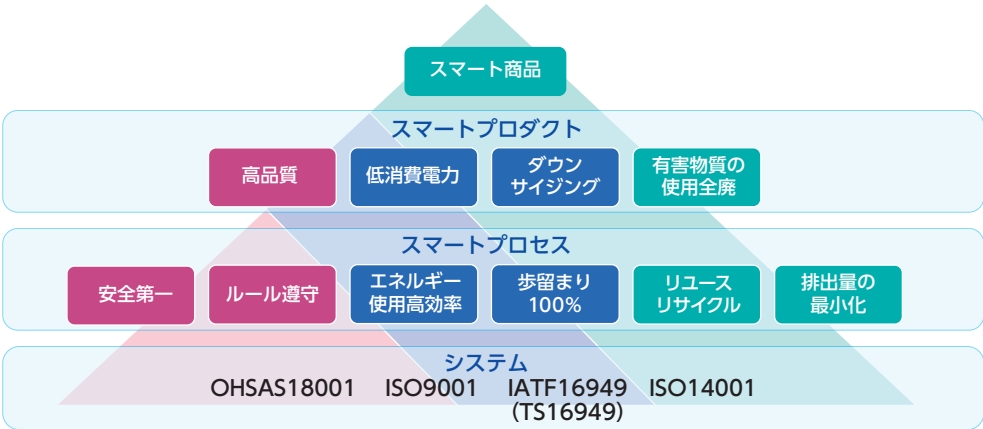
当社の経営ビジョンは、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」です。創業以来培ってきた独自の技術力や提案力などを基盤に、お客様の期待に応え、そして、お客様の期待を超えることでエクセレントカンパニーになることを目指してまいります。

太陽誘電グループの経営理念

従業員の幸福
地域社会への貢献
株主に対する配当責任

— TAIYO YUDEN Vision —

お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ



ご参考

経営方針

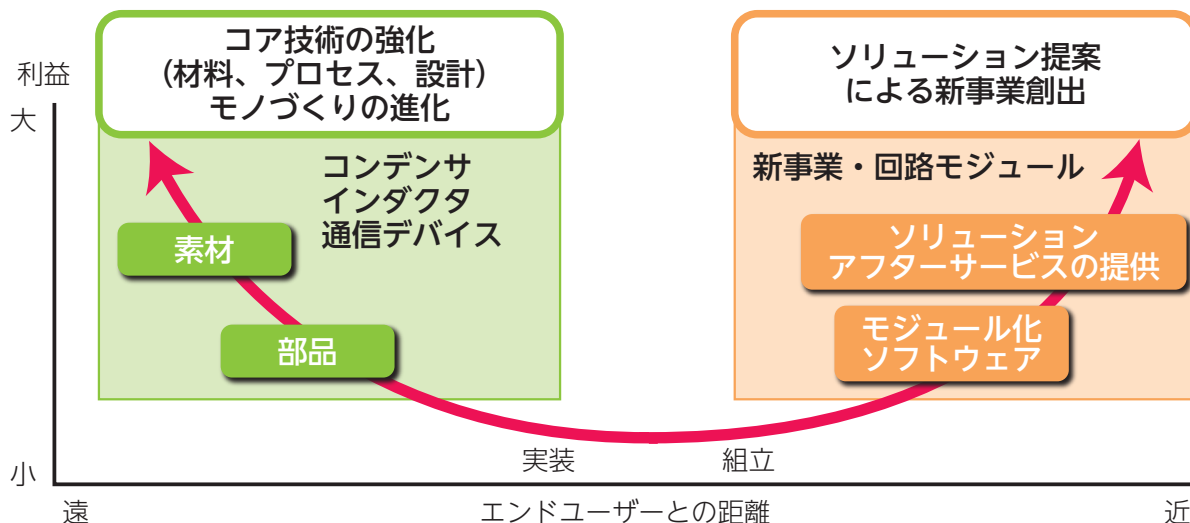
高収益体質に向けたビジネスモデルの変革と中期経営計画

3つの「モノ」と1つの「コト」による高収益体質の確立

当社グループは、基盤事業の進化と新たな事業の創出を両軸にビジネスモデルを変革していきます。当社グループの基盤事業であるコンデンサ、インダクタ、通信デバイス(3つの「モノ」)については、コア技術(材料、プロセス、設計)の強化によって電子部品の性能を極限まで高めると共に、モノづくりの進化によって優れた商品を効率よく生産することで市場の攻略を図っていきます。

加えて、1つの「コト」の提供による新事業創出を通じて、さらなる高収益体質を確立していきます。単純な実装・組立ではなく、IoTの進展を見据え、当社グループの要素技術やソフトウェアを組み合わせたソリューション提案によって高付加価値ビジネスの展開を目指します。

3つの『モノ』と1つの『コト』



IoTの普及による当社電子部品の需要拡大



※ MLCC：積層セラミックコンデンサ

売上高3,000億円の達成へ

当社グループは、平成32年度までに「売上高3,000億円」、「営業利益率10%以上」、「ROE10%以上」の中期経営計画の達成を目指します。その実現に向けて、以下の3つの施策を実行していきます。

1つ目は、注力すべき市場の拡大です。自動車、産業機器、エネルギー、セキュリティなど需要増が期待される市場向けの売上拡大に注力し、売上構成比を現状の31%から38%に高めていきます。

2つ目は、「smart.E」プロジェクトによるモノづくりの進化の加速です。生産現場の見える化を進めると共に、IoTとビッグデータを活用することで設備と人のムダ・ムラ・ムリをなくし、生産性の大幅な向上を目指します。

3つ目は、積極的な設備投資の実施です。今後3年間で約1,500億円の設備投資を進め、IoTの進展等により需要が飛躍的に拡大すると予測される電子部品の供給責任を果たしていきます。

中期経営計画

売上高	3,000億円
営業利益率	10%以上
ROE	10%以上

2. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)における当社グループを取り巻く経営環境は、世界経済全体として緩やかに回復しているという状況で推移しました。先行きについては、中国やアジア新興国経済の変動、各国の金融政策影響、為替動向などに留意が必要なものの、回復基調が続くと見込まれています。

当社グループは、研究開発力や生産技術の強みを活かした最先端商品及び高信頼性商品に加え、コア技術を活かしたソリューションビジネスを軸に、通信機器市場及び自動車・産業機器市場などの成長市場を攻略することにより、中期目標の達成及び経営ビジョンの実現を目指しています。また、収益性の向上や将来の部品需要の増加に応える体制を構築するため、ものづくり力の強化を進めています。生産能力の増強

に加え、要素技術の高度化と生産工法の変革を進めることで、生産効率の向上を加速していきます。

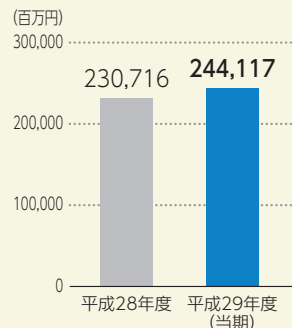
通信機器市場では、スマートフォンの高機能・高性能化が続きコンデンサの需要が増加しました。また、自動車・産業機器市場では、自動車の電装化、産業機器の電子化に伴い、大型・高耐圧・高信頼の部品需要が増加しました。その結果、コンデンサの売上が大幅に拡大し、増収増益となりました。

当期の連結売上高は2,441億17百万円(前期比5.8%増)、営業利益は202億21百万円(前期比63.3%増)、経常利益は205億53百万円(前期比83.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は163億55百万円(前期比201.3%増)となりました。

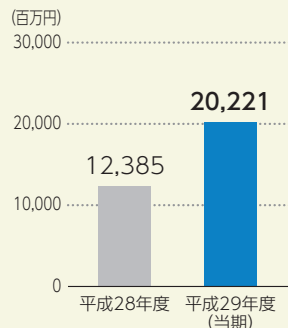
当期における期中平均の為替レートは1米ドル111.44円と前期の平均為替レートである1米ドル108.43円と比べ3.01円の円安となりました。

当社グループの業績

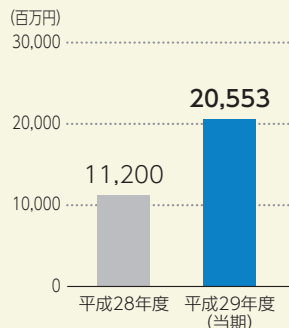
売上高



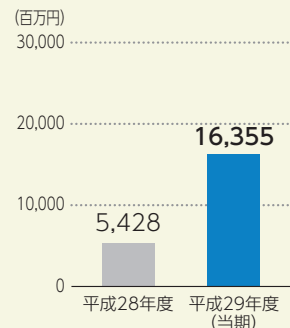
営業利益



経常利益

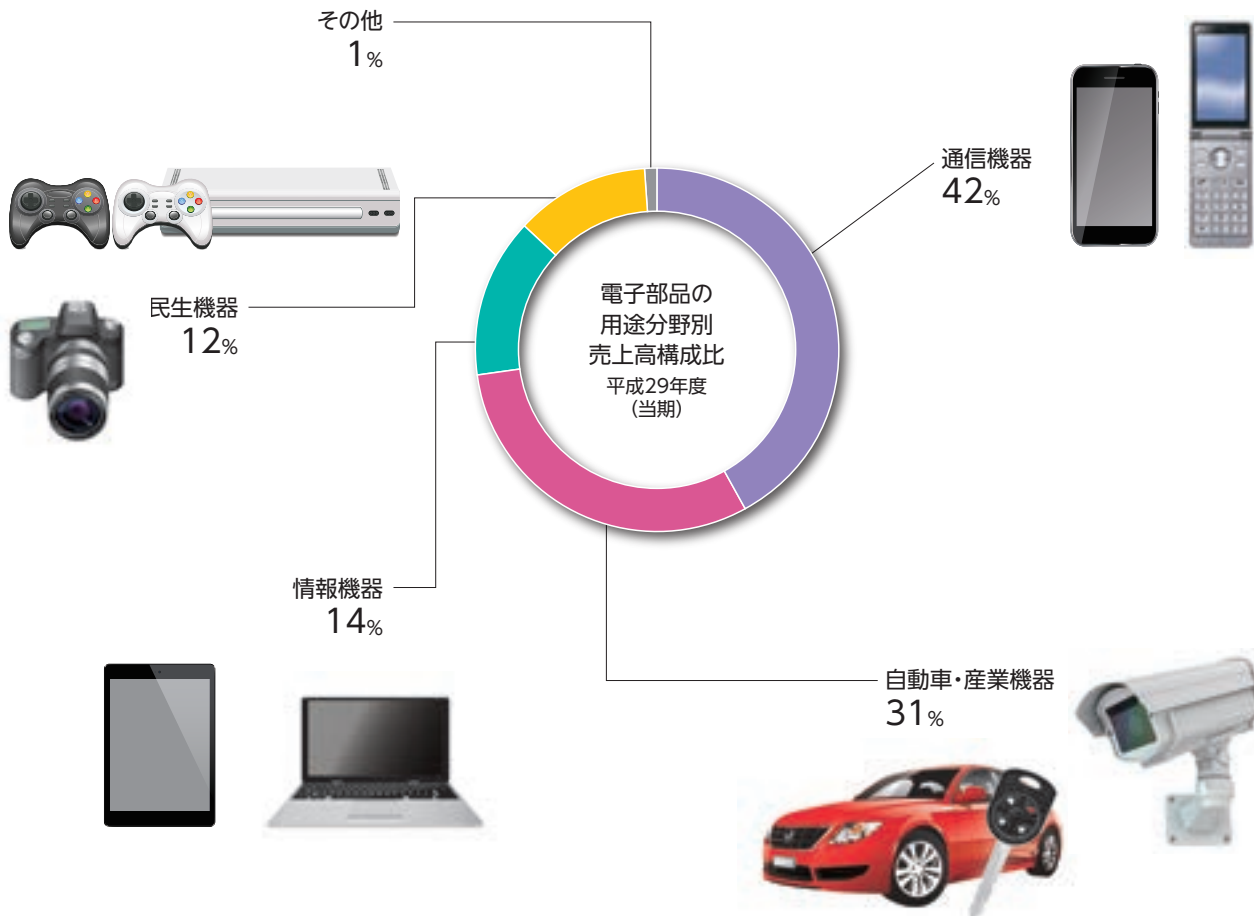


親会社株主に帰属する当期純利益



ご参考

電子部品の用途分野別売上高構成比



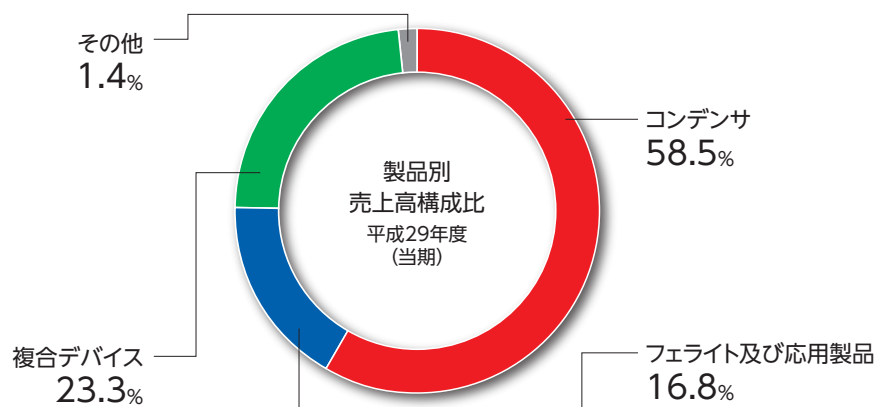
当社グループの製品別の状況

製品別売上高

製品別名称	平成29年度(当期)		前期比	
	金額(百万円)	構成比率(%)	増減額(百万円)	増減率(%)
■ コンデンサ	142,858	58.5	25,192	21.4
■ フェライト及び応用製品	40,977	16.8	△296	△0.7
■ 複合デバイス	56,838	23.3	△8,742	△13.3
■ その他	3,443	1.4	△2,753	△44.4
合計	244,117	100.0	13,400	5.8

(注) 上記の記載金額の合計は百万円未満を切り捨てて表示しております。

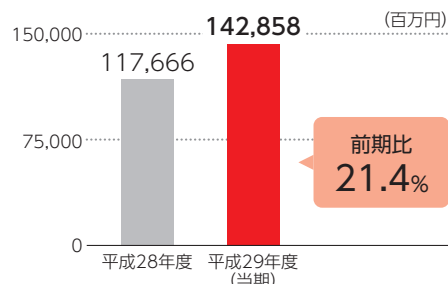
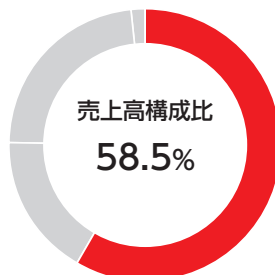
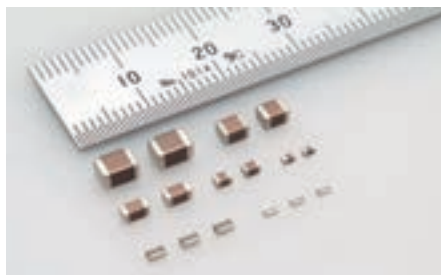
製品別売上高構成比



(2) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

コンデンサ

売上高 **142,858** 百万円

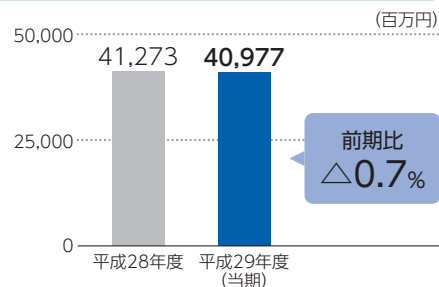
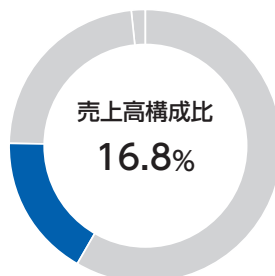
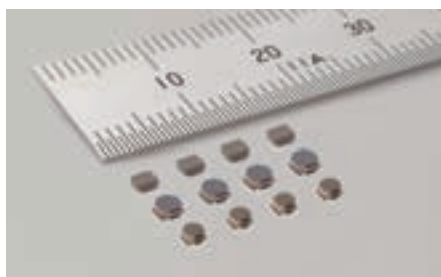


主要製品 積層セラミックコンデンサ

当期の概況 すべての機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は1,428億58百万円(前期比21.4%増)となりました。

フェライト及び応用製品

売上高 **40,977** 百万円

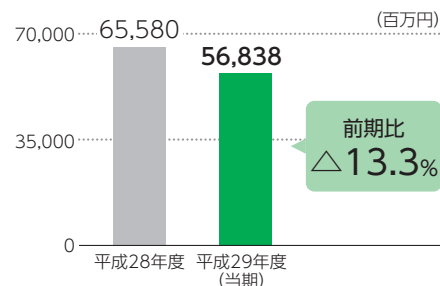
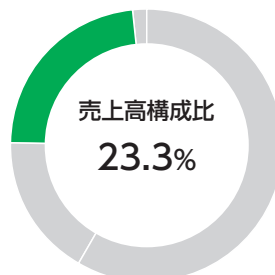
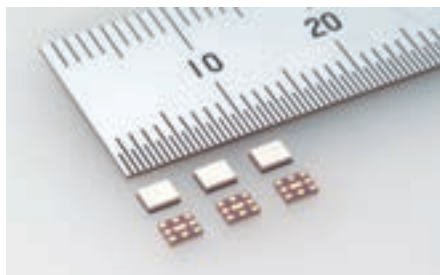


主要製品 巻線インダクタ、積層チップインダクタ

当期の概況 民生機器向け、自動車・産業機器向けの売上が前期に比べ増加したものの、情報機器向け、通信機器向けの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は409億77百万円(前期比0.7%減)となりました。

複合デバイス

売上高 **56,838**百万円

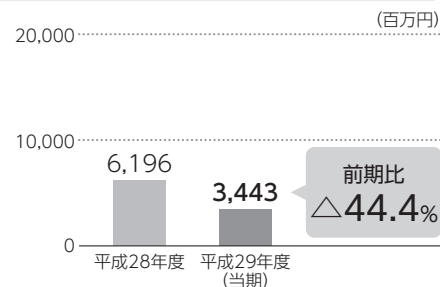
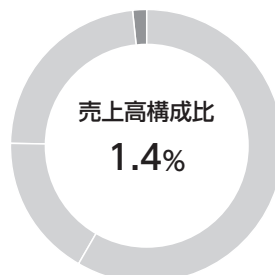


主要製品 モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW)、電源モジュール、高周波モジュール、部品内蔵配線板 [EOMIN™ (イオミン)]、関係会社における実装事業

当期の概況 モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW) 等の売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は568億38百万円 (前期比13.3%減) となりました。

その他

売上高 **3,443**百万円



主要製品 エネルギーデバイス

当期の概況 売上高は、34億43百万円 (前期比44.4%減) となりました。

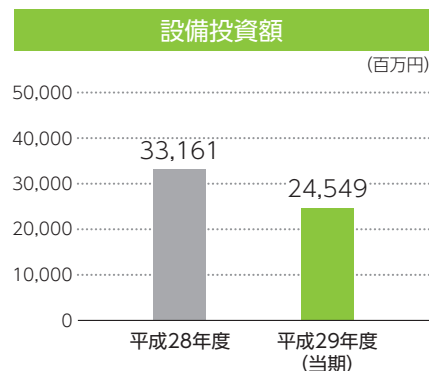
(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 (第73期)	平成26年度 (第74期)	平成27年度 (第75期)	平成28年度 (第76期)	平成29年度 (第77期) 当期
売上高 (百万円)	208,222	227,095	240,385	230,716	244,117
営業利益 (百万円)	11,358	13,153	23,370	12,385	20,221
売上高営業利益率 (%)	5.5	5.8	9.7	5.4	8.3
経常利益 (百万円)	12,192	15,653	22,263	11,200	20,553
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,989	10,919	14,751	5,428	16,355
包括利益 (百万円)	13,897	23,421	3,571	3,092	18,245
総資産 (百万円)	247,596	265,454	268,380	271,149	289,135
純資産 (百万円)	128,556	150,856	153,381	154,150	170,118
1株当たり当期純利益 (円)	59.38	92.74	125.27	46.08	138.80
1株当たり純資産額 (円)	1,090.26	1,278.07	1,299.75	1,305.96	1,440.79
自己資本比率 (%)	51.8	56.7	57.1	56.8	58.7
自己資本利益率 (%)	5.7	7.8	9.7	3.5	10.1
株価収益率 (倍)	21.4	18.9	8.8	30.5	13.0
配当性向 (%)	16.8	10.8	12.0	43.4	14.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	29,724	24,896	38,278	29,692	33,944
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△18,947	△20,964	△35,374	△28,806	△26,918
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,404	△21,249	△2,050	△4,342	953
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	54,611	41,476	39,944	36,094	43,837
研究開発費 (百万円)	7,353	8,237	9,024	10,008	10,574
設備投資額 (百万円)	19,126	18,773	41,261	33,161	24,549
減価償却費 (百万円)	20,750	21,813	23,767	24,908	25,589

(4) 設備投資、資金調達の状況、主要な借入先

① 設備投資の状況

当期の設備投資は、検収ベースで245億49百万円(前期331億61百万円)を実施しました。主な投資内容は、自動車、産業機器、スマートフォンに代表される情報通信機器に向けて、旺盛な需要が継続している積層セラミックコンデンサの生産能力増強が中心です。また、来期には、子会社である新潟太陽誘電株式会社の新工場棟建築等の大型設備投資を実施します。より一層進展する自動車の電装化、IoTやAI、データセンター等の拡大も見越し、引き続き積極的な設備投資を実施する予定です。



② 資金調達の状況

当期は、長期借入により100億円の資金調達を行いました。また、財務の安定性のため、期間3年のコミットメントライン100億円の借入枠を設定しておりますが、平成30年3月31日現在未使用です。

③ 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	13,262
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,456
株式会社伊予銀行	6,425
株式会社群馬銀行	2,950
株式会社東和銀行	2,581

(5) 研究開発の状況

当期の研究開発費は、105億74百万円です。

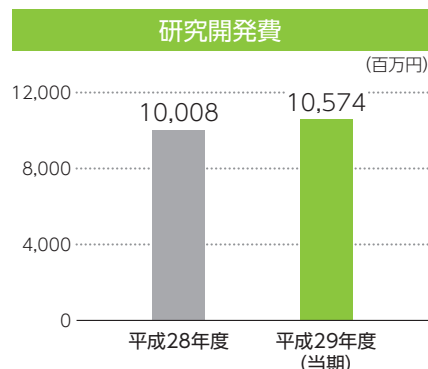
当社グループは、素材の開発から出発して製品化を行うことを信条とし、創業以来培ってきた当社グループ独自の要素技術にさらに磨きをかけ、エレクトロニクス機器の進化に貢献する電子部品を創出するべく、研究開発活動を進めています。また、高品質で環境負荷の低減を実現するスマート商品の開発と安定供給に取り組んでいます。研究開発活動を通じて、スマート商品をより高い水準で実現することにより、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」という経営ビジョンの実現を目指しています。

スマートフォンなどに代表される通信市場向けでは、機器の高機能・高性能化、電子部品の高密度実装化に寄与する最先端商品の開発を推進しています。また、注力市場と位置付けている自動車や産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場向けには、高信頼性商品及びソリューション型商品の開発に取り組んでいます。

コンデンサでは、小型、薄型、大容量、高信頼性の積層セラミックコンデンサの開発に注力しています。誘電体の材料技術、薄層・大容量化技術及び超小型品生産技術等を高度化することにより、最先端の積層セラミックコンデンサを開発し続けています。

フェライト及び応用製品では、小型、薄型、大電流対応のインダクタに加え、自動車・産業機器をターゲットとした大型、高信頼性のインダクタの開発に取り組んでいます。材料開発、巻線・積層プロセス技術を高度化させることで、競争力ある商品を開発しています。

複合デバイスでは、モバイル通信用デバイス(FBAR/SAW)の技術及びLTCC技術をコアとした新商品の開発、第5世代移動通信システムに向けた次世代商品の開発、注力市場に向けて当社のコア技術を融合したソリューション型商品の開発に注力しています。その他、自動車電装及び高信頼性市場へ向けてエネルギーデバイスの商品開発に注力しています。



ご参考

研究開発方針

“桁を変える”

先行性

再現性

汎用性

合理的環境適合性

商品開発の前に技術開発を先行させ、かつ、世の中のレベルよりも先行していること

開発した技術の再現性が、論理的に検証されること

開発した技術が特定の商品に応用されるだけでなく、汎用性のある技術であること

開発した技術が生産に対して合理的であり、かつ、環境負荷に配慮された技術であること

(6)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、エルナー株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、エルナー株式会社が実施する第三者割当増資を引き受けることにより、エルナー株式会社を当社の子会社とすることを平成30年2月26日開催の当社取締役会で決議しました。

当社は、平成30年4月3日に同社普通株式76,924千株を取得し、同社を連結子会社としました。

(7)対処すべき課題

スマートフォンなどの通信機器では、機器の高機能・高性能化、通信方式の進化、電子部品の高密度実装化に伴い、小型・薄型で特性の良い最先端の電子部品が数多く求められています。また、電装化が進む自動車や産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場においても、電子部品の需要が拡大し、今まで以上に高い品質、高い信頼性が求められています。

当社は、このような市場に対して、機器の技術進化に貢献できる競争優位性の高い最先端商品をいち早く開発していきます。自動車電装や産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場を注力すべき市場と位置付け、高信頼性商品の販売推進、システムソリューシ

ョン提案の強化、商流の拡大と多角化に努めています。さらに、旺盛な需要に応え、安定的な供給を実現するために国内外の生産能力を増強し、販売拡大につなげていきます。また、ものづくり力の向上と高効率生産に努め、海外生産拠点の最大活用を図ることで、コスト低減や為替変動影響を受けにくい体制を整えていきます。

当社は、経済価値を高めていくと同時に、利害関係者からの要求や期待に応え社会的責任を果たすことで社会価値を高めていきたいと考えています。製品の安全・品質に加え、労働・人権、安全衛生、環境、倫理といった取り組みにおいても責任をもち活動しています。

(8)剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、自己株式の取得等も含めた総還元性向30%を目標としております。

区 分	平成25年度 (第73期)	平成26年度 (第74期)	平成27年度 (第75期)	平成28年度 (第76期)	平成29年度 (第77期) 当期
1株当たり配当金 (円)	10.00	10.00	15.00	20.00	20.00
配当総額 (百万円)	1,177	1,177	1,766	2,356	2,356
配当性向 (%)	16.8	10.8	12.0	43.4	14.4

(9) 政策保有株式の基本方針

① 政策保有株式の保有方針

取引関係の維持・強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に、取締役会の決定で取引相手である株式会社の株式を保有しております。また、毎年定期的に取り締役会にて、当該株式会社の株式の保有継続の意義を検証しています。

② 議決権行使の方針

保有株式の議決権行使については、当該企業の経営に影響を与える重要な手段であり、ひいては当社の企業価値向上に影響するため、法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であると判断できること等を勘案した上で、賛否を判断し議決権行使を行います。

③ 純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち貸借対照表上の合計（平成30年3月31日現在）

貸借対照表上の合計額	貸借対照表に占める割合
5,093百万円	1.8%

④ 純投資目的以外の目的で保有する投資株式上位10銘柄（平成30年3月31日現在）

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
アルプス電気株式会社	501,800	1,308	取引関係の維持・強化
京セラ株式会社	105,000	630	取引関係の維持・強化
富士機械製造株式会社	302,200	629	取引関係の維持・強化
住友金属鉱山株式会社	135,500	607	取引関係の維持・強化
ニチコン株式会社	320,500	385	取引関係の維持・強化
ホシデン株式会社	258,700	351	取引関係の維持・強化
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	58,900	262	金融取引関係の維持・強化
株式会社リョーサン	45,600	174	取引関係の維持・強化
ミネベアミツミ株式会社	69,300	157	取引関係の維持・強化
株式会社伊予銀行	142,000	113	金融取引関係の維持・強化

(注) 住友金属鉱山株式会社は、平成29年10月1日付で2株を1株の併合比率で株式併合しております。

(10)重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
台湾太陽誘電股份有限公司	台湾	333百万NT\$	100.0	電子部品の販売
韓国太陽誘電株式会社	韓国	10,000百万WON	100.0	電子部品の製造販売
韓国慶南太陽誘電株式会社	韓国	61,884百万WON	100.0	電子部品の製造
香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK\$	100.0	電子部品の販売
太陽誘電(廣東)有限公司	中国	85,550千US\$	100.0(9.3)	電子部品の製造
太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国	223千US\$	100.0(10.3)	電子部品の販売
TAIYO YUDEN(SINGAPORE)PTE. LTD.	シンガポール	18,555千S\$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN(PHILIPPINES),INC.	フィリピン	490百万P.P.	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN(SARAWAK)SDN.BHD.	マレーシア	100百万MYR	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN(U.S.A.)INC.	アメリカ	3,154千US\$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	ドイツ	1,000千EUR	100.0	電子部品の販売
新潟太陽誘電株式会社	新潟県	1,000百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社	群馬県	100百万円	100.0	電子部品の製造販売
福島太陽誘電株式会社	福島県	100百万円	100.0	電子部品の製造
和歌山太陽誘電株式会社	和歌山県	100百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の製造

(注1) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(注2) 当社の連結子会社は、上記の「重要な子会社の状況」に記載の16社を含め26社、持分法適用関連会社は1社、持分法非適用関連会社は1社であります。

(注3) 当期の連結業績につきましては、前記の「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

②特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11)主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主な事業所

拠点名	事業所名	所在地
統括拠点	本社	東京都中央区
	高崎グローバルセンター	群馬県高崎市
販売拠点	仙台営業所	宮城県仙台市
	群馬営業所	群馬県高崎市
	首都圏営業所	東京都中央区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	関西営業所	大阪府大阪市
	福岡営業所	福岡県福岡市
生産拠点	榛名工場	群馬県高崎市
	中之条工場	群馬県吾妻郡
	玉村工場	群馬県佐波郡
開発拠点	八幡原工場	群馬県高崎市
	R＆Dセンター	群馬県高崎市
	明石デバイス開発センター	兵庫県明石市

② 重要な子会社の主な事業所

前記の「(10) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(12)従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
19,011名	258名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,590名	4名増	42.9歳	18.3年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は含まれておりません。

(13)その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

ご参考

株主との対話

(1) 情報開示方針

当社は、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報の適時適切な開示に努め、また、経営情報等の企業情報が投資家の利益に資することを十分認識し、外部に情報を開示することを基本姿勢として、情報開示体制を整備し、その内容を当社ホームページ等で開示しております。

(2) 株主との対話の方針

① 当社は、決算説明会を通して、経営方針や中期経営計画等を説明するほか、国内外の株主等からの面談の申し入れに対しては、合理的な範囲で個別面談やスモールミーティング等の場を設けております。

また、当社は、決算説明会や個別面談で収集した株主等からの意見について、IR担当取締役が取締役会へ報告し、情報共有を図っております。

② 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主との対話の場であると認識し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が、適切に議決権を行使することのできる環境整備に取り組んでおります。

具体的には、当社は、株主が株主総会議案を十分に検討する時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会開催日の3週間前までに発送しております。また、迅速な情報開示の観点から、招集通知発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所並びに議決権電子行使プラットフォーム等で招集通知の内容を開示しております。

③ 当社は、多くの株主に株主総会に出席していただけるよう、株主の利便性、十分な収容力等を考慮した最適な開催場所を設定しております。株主総会開催日の設定については、最適な開催場所の確保を優先して決定しております。

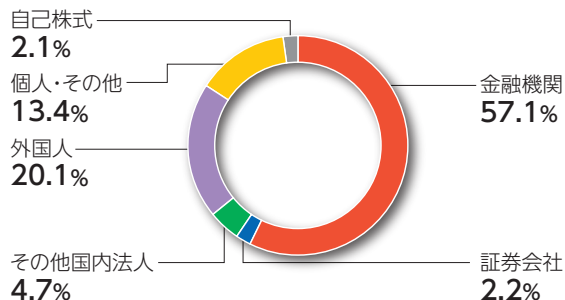
3. 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 **300,000,000株**

(2)発行済株式の総数 **120,481,395株**
(自己株式2,645,260株を含む)

(3)株主数 **17,315名**

所有者別株式分布状況



(注)表示単位未満は切り捨てて表示しております。

(4)大株主(上位10名)

株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,701,100	20.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,587,900	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,199,000	6.1
株式会社三井住友銀行	4,000,000	3.3
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,886,800	3.2
株式会社伊予銀行	3,000,100	2.5
公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金	1,916,640	1.6
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,757,000	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,715,100	1.4
日本生命保険相互会社	1,666,450	1.4

(注1) 当社は、自己株式2,645,260株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

5. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
登坂正一	代表取締役社長	開発・技術担当
堤 精一	取締役常務執行役員	新事業推進、グローバルSCM担当
増山津二	取締役常務執行役員	経営企画担当
高橋 修	取締役常務執行役員	複合デバイス事業担当 太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社 取締役会長
佐瀬克也	取締役常務執行役員	電子部品事業担当
縣 久二	社外取締役 (独立役員)	響きパートナーズ株式会社 特別顧問 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役(監査等委員) 七十七キャピタル株式会社 社外取締役
平岩正史	社外取締役 (独立役員)	大原法律事務所 弁護士
外丸 隆	常勤監査役	—
中野勝薫	常勤監査役	—
吉武 一	常勤社外監査役 (独立役員)	明治大学専門職大学院 兼任講師 日本内部監査協会 理事
山川一陽	社外監査役 (独立役員)	日本大学 名誉教授 麻布国際法律事務所 弁護士

(注1) 取締役 縣 久二氏、同 平岩正史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注2) 監査役 吉武 一氏、同 山川一陽氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注3) 取締役 平岩正史氏、監査役 山川一陽氏は、弁護士の資格を有しております。

(注4) 監査役 中野勝薫氏は、業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。

監査役 吉武 一氏は、金融機関での業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。

(注5) 社外役員が兼職している各法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の決定方針及び当該方針の内容

1. 決定方針

- 定量的な規定に基づき、透明性、公平性を担保した報酬とします。
- 同業他社や経済・社会情勢等を充分調査のうえで適正性を評価した報酬水準とします。
- 社外取締役及び監査役を除く取締役の報酬は、業績向上を目的として、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系とします。

2. 方針内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、独立社外取締役が委員長となり、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご了承をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役会で決定されます。

● 取締役の報酬体系

執行役員を兼務する取締役については、業務執行を通じた業績達成を求められることから、固定型報酬である「月額報酬」と、業績連動型報酬である「取締役賞与金」及び「ストックオプション報酬」で構成しております。

月額報酬	各責務に応じた固定型報酬として支給します。
取締役賞与金	業績連動型報酬として、毎期の連結業績指標により算出した金額を、役位及び業績貢献度に応じて配分します。
ストックオプション報酬	中長期の企業価値向上を目的に、株式報酬型ストックオプションとして、毎年、役位に応じた新株予約権を付与します。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、「月額報酬」のみを支給しております。

● 監査役の報酬体系

監査役については、適法性監査を行う立場であることを鑑み、「月額報酬」のみを支給しております。

②当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員及び 支給総額		内 訳					
			月額報酬		賞与金		ストックオプション報酬	
	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)
取締役	7	288	7	160	5	89	5	39
監査役	4	79	4	79	—	—	—	—
合計 (うち社外役員)	11 (4)	368 (49)	11 (4)	239 (49)	5 (—)	89 (—)	5 (—)	39 (—)

(注1) 支給人員には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。

(注2) 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第66期定時株主総会において年額4億50百万円以内、監査役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第75期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。

(注3) 上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責

任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。

当該契約の締結者及び契約内容の概要は、以下のとおりです。

締結者	契約内容の概要
社外取締役 縣 久二	任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
社外取締役 平岩正史	
社外監査役 吉武 一	
社外監査役 山川一陽	

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記の「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

③ 当期における社外役員の主な活動状況

区分・氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役 縣 久二	17回／17回 (出席率100%)	—	取締役会議長、任意の指名及び報酬委員会の委員長を務めております。独立社外取締役として、また、他の法人の会社顧問、社外取締役でもあり、会社経営に関する専門的見地から、経営執行会議にも参加し、経営計画、業務提携等重要な業務執行について必要な発言を適宜行っております。
取締役 平岩正史	17回／17回 (出席率100%)	—	独立社外取締役として、また、弁護士としての専門的見地から、経営戦略に対する方向性の確認やリスク対応等、外部の視点から重要な業務執行について必要な発言を適宜行っております。
監査役 吉武 一	17回／17回 (出席率100%)	20回／20回 (出席率100%)	金融機関での監査業務及び内部統制コンサルティングに関する高度な専門知識と経験を活かし、取締役会等の意思決定の適法性確保、コンプライアンス体制の構築・改善等について発言を適宜行っております。また、常勤監査役として、当社グループの現地往査等を行う等、監査機能を発揮しております。
監査役 山川一陽	16回／17回 (出席率94%)	20回／20回 (出席率100%)	大学教授として培われた高い見識と、弁護士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の適法性確保、コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を適宜行っております。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
①当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	66
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人が監査をしておりません。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人に対する監査報酬が会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的な水準であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

(6) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(8) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(9) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人の氏名等に関する事項

該当事項はありません。

ご参考

監査役会は、会計監査人の選定基準及び評価基準の項目を以下のとおり定め、毎年評価しております。

会計監査人の選定基準

- ①会計監査人候補の概要
- ②監査実施体制
- ③監査報酬 等

会計監査人の評価基準

- ①会計監査人の品質管理システム
- ②監査実施体制
- ③監査報酬
- ④監査役等とのコミュニケーション 等

7. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容(基本方針)及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役並びに執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会は、法令並びに定款及び「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
- (2) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 監査役は、取締役会の決議並びに取締役及び執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
- (4) 当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
- (5) 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
- (6) 株主及び投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
- (7) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
- (9) 子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握すると共に、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換及び意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

運用状況の概要

コンプライアンス活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。

また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役会に報告し、統制の強化に努めております。

2. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議事録を、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び各会議規則に基づき関連資料と共に適切に保存管理する。
- (2) 当社は、取締役及び監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

運用状況の概要

取締役及び執行役員の職務の執行に係る主要な情報については、法令及び各会議規則に基づき、文書又は電磁的媒体により保存・管理を行っております。なお、電磁的媒体に記録された株主総会議事録及び取締役会議事録など重要なものについては、暗号化処理を行うなどセキュリティ対策を実施しております。

3. 当社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

基本方針の決議の内容

- (1) リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施及び対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2) 当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP（事業継続計画）に従い対策を講ずる。

運用状況の概要

リスク管理活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、グループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役に報告し、統制の強化に努めております。さらに、災害等の発生に備えてBCP（事業継続計画）の整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保を行っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項及び人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
 - (2) 業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
 - (3) 内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行なう会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
 - (4) IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。
-

運用状況の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、グループ経営にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、報酬等についてはTM（トップマネジメント）会議で十分議論し、取締役会に上程しております。なお、取締役会から委譲された事項については、各々の会議体において、適法性、合理性、経済性等を審議し、その結果が取締役会に報告されます。また、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則り、取締役会資料の早期提供や要点整理、分析評価等の工夫に取り組むことで、運営効率向上及び審議の活性化を通じ監督機能の実効性確保にも努めております。加えて、監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員制度を採用し、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指揮の下、担当部署の執行役員として機動的に業務執行に当たらせております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
 - 2) 当社の執行役員又は使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。
- (2) 当社の子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定及び実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
 - 2) 子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP（事業継続計画）に従い対策を講ずる。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
 - 2) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査役と情報共有を図る。
- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
 - 2) コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

運用状況の概要

子会社の業務執行については、「グループ経営ルール」に基づき報告させ、重要事項の決定に関しては、当社の関連部門と協議し事前承認を得ることで、子会社の業務の適正性を確保しております。また、子会社の取締役会の運営については、「グループ経営ルール」の見直しや周知徹底を行うなどにより統制管理の強化に努め、さらに適正に運営されていることを確認するため、監査役がモニタリングを行っております。子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関しては、「グループCSR行動規範」並びにコンプライアンスマネジメントシステム及びグループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクル活動を実施、定期的に内部統制委員会で報告され、早期に状況把握を行い、合理的な管理体制の構築に役立てております。

さらに内部監査室は、年間計画に基づき子会社への内部監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況のモニタリングを行っております。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価結果については、会計監査人の監査を受けており、これらの内容については、当社の代表取締役へ報告すると共に監査役と情報共有しております。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等）
 - 1) 監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員（以下「事務局員」という。）を置く。
 - 2) 事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。
- (2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。
- (3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、監査役が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び取締役、執行役員の職務の執行を監査することのできる体制を整備する。
 - 2) 取締役会は、監査役が取締役並びに執行役員及び使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得ると共に、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。
 - 3) 取締役会は、監査役が内部監査室と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
 - 4) 取締役会は、監査役が会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。

運用状況の概要

取締役会は、監査役が経営に係る各種の重要会議に出席し、情報収集を行うことで取締役の経営判断のプロセス及び職務の執行状況を確認できる体制を整備しております。また、監査役が、内部統制委員会において、コンプライアンスやリスク管理上の課題について把握すること、取締役や執行役員又は使用人との意見交換や関連資料閲覧等を行うことで監査に必要な情報を入手できる体制を整備しております。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。
 - 2) 当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役並びに執行役員及び使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
- (2) 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等及び使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
 - 2) 取締役会は、常勤監査役と子会社の取締役等及び使用人と意思疎通を円滑化し、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (3) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

運用状況の概要

監査役への報告については、当社及び当社グループの内部通報制度の運用により、通報が監査役に直接報告される体制が整備されております。また、子会社の取締役会等において、取締役から監査役への報告・意見交換を行い、意思疎通を図ることのできる体制が整備されております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

ご参考

コーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

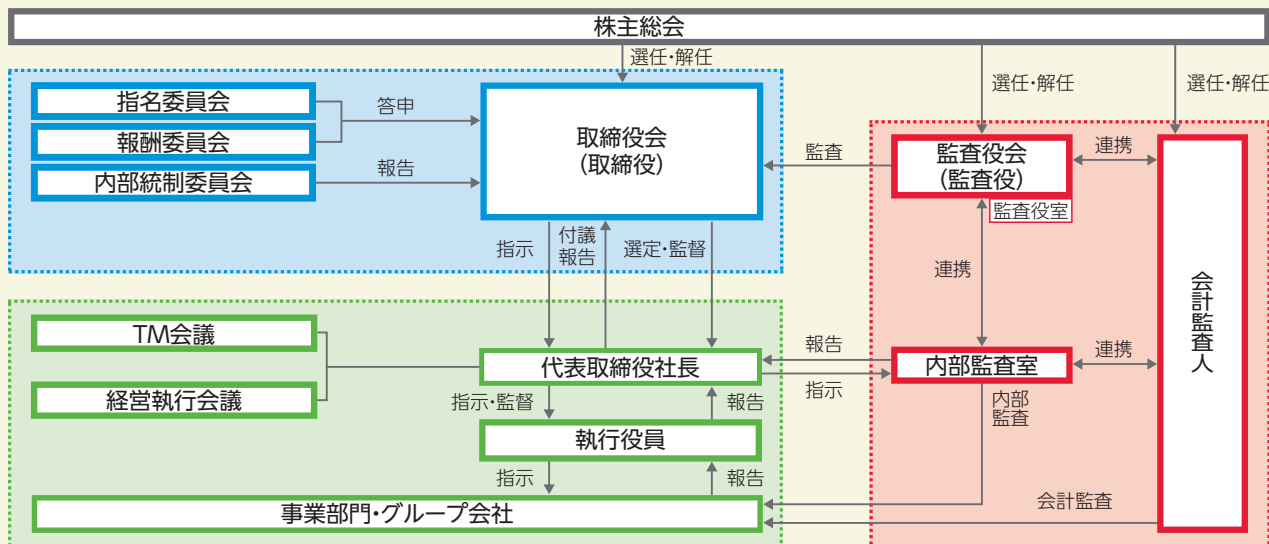
当社の経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」の3つを実践することであり、取締役会及び執行役員は、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社の経営ビジョンは、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」です。こうした経営理念や経営ビジョンを着実に実行していくために、成長戦略と体質改善を両輪とした収益改善策を推し進めると共に、経営の透明性、公正性、情報開示を重視し、競争力向上のために迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築してまいります。

コーポレート・ガバナンス基本方針

<http://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/index.html>

ガバナンス体制図



(注) TM会議とは人事・組織の審議会議

任意の諮問委員会の構成

	全員数	社内取締役	社外取締役	監査役	委員長
指名委員会	4	1	2	1	独立社外取締役
報酬委員会	4	1	2	1	独立社外取締役

2. コーポレート・ガバナンス体制

(1) コーポレート・ガバナンスの体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いております。さらに、当社は、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っています。

(2) 取締役会

① 取締役会の役割と責務

(ア) 取締役会は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダーの皆様信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指します。

(イ) 取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目等の重要事項を十分に審議する時間を確保し決定します。

(ウ) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。

② 取締役会の経営陣への委任

(ア) 取締役会の意思決定を効率的に行うことを確保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人

事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。

(イ) 当社は、監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指揮の下、担当部署の執行責任者として機動的にスピーディーな業務執行に当たります。

③ 取締役会の実効性

(ア) 取締役会は、会議の公平性の確保及び経営監督機能を強化するため、取締役会の議長を取締役会長(会長が不在若しくは会長に事故あるときは社外取締役)とします。

(イ) 取締役会において、毎年、取締役会の実効性について、取締役及び監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでまいります。

【取締役会の実効性評価の概要】

1. 評価の方法

アンケート形式による自己評価

対象者	取締役・監査役(社外役員含む)	
実施期間	平成30年2月～3月	
評価項目	①取締役会運営	
	②取締役会構成	
	③守りのガバナンス	
	④攻めのガバナンス	
	⑤情報提供	⑥総評

回答方式	5(満足)～1(不満足)での点数評価及び自由回答
評価方法	社外取締役及び監査役によるアンケート結果の分析・検証の後、取締役会にて評価を実施しました。

2. 分析・評価結果の概要

アンケートの結果、全ての評価項目において3.0以上の評価点となり、総じて取締役会の実効性は確保できていることを確認しました。なお、前年度の課題であった、『取締役会の監督機能の強化』及び『指名・報酬委員会の実効性の向上』につきましては、取締役会規則の改訂(付議事項の見直し)や役員選任に関するガイドラインの制定等の改善を行ったことにより、評価点の向上がみられました。

また、本年度のアンケート結果において、『取締役の知識やスキル習得の機会』及び『取締役会構成員の多様性』について課題として認識されました。取締役会としては、引き続きこれらの課題について計画的に取り組むことで、取締役会の実効性を向上させコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。



社外取締役及び監査役による分析・検証会の様子

(3) 取締役

(ア) 現在の当社の取締役の人数は、7名であり、内2名は独立社外取締役として選任しております。

(イ) 事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としています。

(ウ) 取締役の知識、経験、実績等を踏まえ取締役選任理由を開示しています。

(エ) 取締役は、社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績及び監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行います。

(4) 監査役会・監査役

(ア) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しております。

(イ) 監査役は、社外監査役を含め4名であり、内2名は独立社外監査役として選任しております。なお、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有するものを1名以上選任し、監査の実効性を確保しております。

(ウ) 各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行にかかわる会議やその他の社内の重要な会議にも分担して出席しています。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査等を行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っております。

(エ) 情報伝達やデータ管理等、監査業務を円滑に行うため専任スタッフを確保しております。

(5) 関連当事者間取引に関する事項

当社は、取締役会規則において、取締役による競業取引及び利益相反取引を取締役会の決議事項としております。また、関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則等に従い開示し、取締役会は、関連当事者間との取引が適切に行われていること的事实、状況等について、監視を行います。

(6) 任意の諮問委員会

(ア)「透明性・公平性の高い経営」の遂行を目的に、指名委員会並びに報酬委員会を設置しています。

(イ)各委員会の構成を、委員長に独立社外取締役、委員に社長、社外取締役及び監査役1名とすることにより、各審議事項の客観性を確保しております。

(ウ)指名委員会は、役員選解任候補者の指名、懲戒事項等を審議しています。報酬委員会は、役員報酬制度や個人別の報酬内容等の審議を行っています。各委員会で審議された案件は、取締役会へ付議し決定されます。

(7) 社外役員の役割及び選任に関する考え方

(ア)当社は、社外役員の選任に当たり、経営監視機能の透明性を確保するため、「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の「社外役員の独立性基準」を制定し選任条件としています。

(イ)社外取締役2名は当社基準の独立性要件を備えており、客観的な経営の監督機能強化に努めておりま

す。具体的には、企業に関する法律実務の知識又は経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した株主視点、また、専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定プロセスに重要な役割を果たしております。

(ウ)社外監査役2名は、当社基準の独立性要件を備えており、互いに連携して会社の内部統制状況を日常的に監視しております。具体的には、取締役の業務が適法に行われているかを調査検証する役割を担っており、法律、会計の専門知識や経験を有するほか、客観的に取締役の職務執行に対する監査を行っております。

(8) 取締役及び監査役のトレーニング

当社では、新任役員を含め取締役及び監査役に求められる役割と責務等、専門外の知識や情報を習得するため、外部セミナーへの参加や外部の専門家による法令等の社内研修会の開催等、トレーニングの機会の提供・斡旋を行うと共に、その必要な費用は会社が負担します。トレーニングの機会の提供・斡旋に関する計画は、毎年期初に作成し、実施します。

ご参考

当社グループのCSR活動

1.CSR活動に対する基本的な考え方

当社の経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」の3原則を実践することです。グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが会社の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

さらに、当社の経営ビジョンは、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」であり、市場のニーズに合ったスマート商品を創出し、あらゆる市場で当社の商品を使用していただくことで事業を拡大、経済価値を高めていきます。また、増加・高度化するステークホルダーからの要求や期待に応じて社会的責任を果たすことで信頼を得て、社会価値を高めていきたいと考えております。

これらを実現するため、安全で高品質なスマート商品を開発・生産・販売し、労働・人権、安全衛生、環境、倫理という企業での取り組みにおいても責任をもち、活動を継続実施してまいります。

2.CSR憲章とCSR行動規範

当社の経営理念をより明確にステークホルダーの皆様へ表明するため、当社は、「CSR憲章(太陽誘電グループ社会的責任に関する憲章)」を平成17年に制定しました。また、平成18年には、CSR憲章で表明した内容を従業員が守るための具体的な行動指針として「CSR行動規範(太陽誘電グループ社会的責任に関する行動規範)」を制定しました。

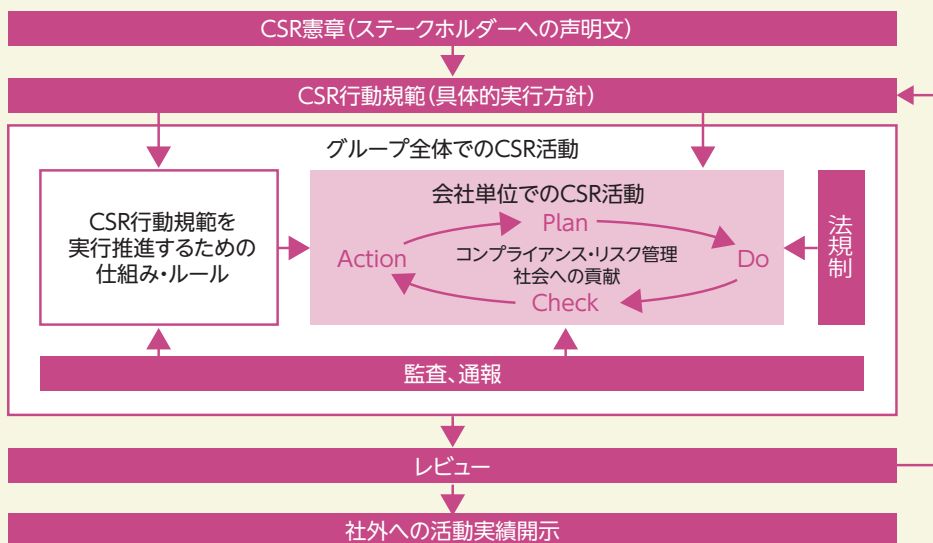
3.CSR推進体制

当社のCSR活動は、内部統制委員会が全体を統括し、推進組織として行動規範の各条文や対象リスクごとに担当役員とHQ部門が選任され、そこから示される活動方針やグループ共通のルールに従い各グループ会社が実行する体制(コンプライアンス・リスク管理体制)によって運営されています。



4.CSRマネジメントシステム

当社は、CSR憲章で示した内容の実現やCSR行動規範を順守するため、CSRマネジメントシステムを構築しています。CSR行動規範及び法規制の順守はもちろんのこと、CSR行動規範を実行推進するための仕組み・ルールを整備し、各社がPDCAによるCSR活動を実施しています。この活動全体を内部監査及び通報制度でチェックし、年間活動のレビューを行い、活動の継続的改善を図っています。



5.労働・人権活動

当社グループは、CSR行動規範の中に労働・人権に関する行動規範を定め、児童労働や強制労働を行わないことを定めています。グループ会社が存在するすべての国において、児童労働、強制労働に関する調査を実施した結果、100%順守されていることを確認しました。また、行動規範では、従業員の多様性、人格、個性を尊重すると共に、あらゆる差別がない職場環境を確保し、組織上の地位を利用した嫌がらせなどの行為を行わないことを定め、規範順守を進めています。

労働・人権に関する状況

目標: すべての国において順守率100%

国または地域	従業員数 (千人)	平成29年度順守状況	
		児童労働	強制労働
日本	5.5	100%	100%
USA、ヨーロッパ	0.1	100%	100%
中国、台湾	4.3	100%	100%
韓国	0.9	100%	100%
シンガポール、マレーシア	4.5	100%	100%
フィリピン	4.9	100%	100%

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第77期 (平成30年3月31日現在)	(ご参考) 第76期 (平成29年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	167,157	149,255
現金及び預金	49,700	40,069
受取手形及び売掛金	56,933	53,791
商品及び製品	19,310	17,281
仕掛品	21,118	19,472
原材料及び貯蔵品	11,666	12,025
繰延税金資産	2,830	1,084
その他	5,875	5,804
貸倒引当金	△278	△273
固定資産	121,978	121,893
有形固定資産	110,446	111,096
建物及び構築物	81,602	79,286
機械装置及び運搬具	245,007	233,806
工具、器具及び備品	22,661	20,936
土地	9,422	9,416
建設仮勘定	6,501	3,816
減価償却累計額	△254,749	△236,165
無形固定資産	1,309	1,231
その他	1,309	1,231
投資その他の資産	10,222	9,565
投資有価証券	7,169	6,760
退職給付に係る資産	—	58
繰延税金資産	1,182	983
その他	2,188	2,098
貸倒引当金	△318	△336
資産合計	289,135	271,149

科 目	第77期 (平成30年3月31日現在)	(ご参考) 第76期 (平成29年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	78,156	80,285
支払手形及び買掛金	25,389	26,735
短期借入金	20,737	16,463
1年内返済予定の長期借入金	5,160	11,074
未払金	12,792	12,259
未払法人税等	1,684	2,082
繰延税金負債	688	719
賞与引当金	3,663	3,218
役員賞与引当金	231	76
その他	7,808	7,657
固定負債	40,860	36,713
転換社債型新株予約権付社債	20,039	20,053
長期借入金	8,882	4,056
繰延税金負債	6,323	4,891
役員退職慰労引当金	131	126
退職給付に係る負債	2,865	3,208
その他	2,617	4,377
負債合計	119,017	116,999
純資産の部		
株主資本	175,756	161,752
資本金	23,557	23,557
資本剰余金	41,518	41,518
利益剰余金	113,984	99,985
自己株式	△3,302	△3,309
その他の包括利益累計額	△5,980	△7,870
その他有価証券評価差額金	2,896	2,239
繰延ヘッジ損益	△15	21
為替換算調整勘定	△9,028	△9,762
在外子会社の退職給付債務等調整額	167	△368
新株予約権	342	268
純資産合計	170,118	154,150
負債純資産合計	289,135	271,149

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第77期 (平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで)		(ご参考) 第76期 (平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで)	
売上高		244,117		230,716
売上原価		182,165		179,362
売上総利益		61,952		51,353
販売費及び一般管理費		41,730		38,968
営業利益		20,221		12,385
営業外収益				
受取利息	269		210	
受取配当金	126		107	
助成金収入	2,058		847	
その他	345	2,799	273	1,438
営業外費用				
支払利息	238		243	
持分法による投資損失	264		300	
為替差損	1,649		1,256	
休止固定資産減価償却費	206		473	
その他	108	2,467	348	2,622
経常利益		20,553		11,200
特別利益				
固定資産売却益	21		56	
関係会社清算益	—		39	
その他	—	21	0	96
特別損失				
固定資産除売却損	358		672	
減損損失	396		749	
投資有価証券評価損	0		159	
事業構造改善費用	—		2,193	
本社移転費用	95		14	
その他	0	850	—	3,790
税金等調整前当期純利益		19,724		7,507
法人税、住民税及び事業税	4,113		3,687	
法人税等調整額	△744	3,369	△1,610	2,077
当期純利益		16,355		5,430
非支配株主に帰属する当期純利益		—		1
親会社株主に帰属する当期純利益		16,355		5,428

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,557	41,518	99,985	△3,309	161,752
当期変動額					
剰余金の配当			△2,356		△2,356
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,355		16,355
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		7	6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	13,998	6	14,004
当期末残高	23,557	41,518	113,984	△3,302	175,756

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	在外子会 社の退職 給付債務 等調整額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,239	21	△9,762	△368	△7,870	268	—	154,150
当期変動額								
剰余金の配当								△2,356
親会社株主に帰属する 当期純利益								16,355
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	656	△36	733	536	1,889	73	—	1,963
当期変動額合計	656	△36	733	536	1,889	73	—	15,968
当期末残高	2,896	△15	△9,028	167	△5,980	342	—	170,118

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第77期 (平成30年3月31日現在)	(ご参考) 第76期 (平成29年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	90,315	83,208
現金及び預金	13,271	7,874
受取手形	2,441	1,354
売掛金	47,238	47,713
商品及び製品	2,637	3,305
仕掛品	6,395	4,540
原材料及び貯蔵品	2,670	3,140
前払費用	289	191
繰延税金資産	1,780	—
関係会社短期貸付金	1,993	1,682
未収入金	9,502	11,042
未収消費税等	2,034	2,345
その他	60	17
固定資産	112,346	108,749
有形固定資産	27,841	27,823
建物	8,336	7,584
構築物	571	415
機械及び装置	11,183	13,325
車両運搬具	19	29
工具、器具及び備品	1,815	1,595
土地	4,193	4,193
建設仮勘定	1,721	679
無形固定資産	941	895
特許権	2	29
ソフトウェア	850	799
その他	88	66
投資その他の資産	83,563	80,030
投資有価証券	5,243	4,919
関係会社株式	48,736	48,690
従業員長期貸付金	125	155
関係会社長期貸付金	28,947	25,428
破産更生債権等	768	866
長期前払費用	65	93
その他	739	842
貸倒引当金	△1,063	△967
資産合計	202,661	191,957

科 目	第77期 (平成30年3月31日現在)	(ご参考) 第76期 (平成29年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	72,497	79,414
支払手形	—	0
買掛金	31,536	32,832
短期借入金	20,737	16,463
1年内返済予定の長期借入金	5,160	10,449
リース債務	15	16
未払金	6,695	5,318
未払費用	3,582	3,200
未払法人税等	595	216
預り金	1,383	6,279
賞与引当金	1,920	1,653
役員賞与引当金	231	76
繰延税金負債	—	8
その他	639	2,899
固定負債	31,273	26,414
転換社債型新株予約権付社債	20,039	20,053
長期借入金	8,882	4,056
リース債務	137	152
繰延税金負債	1,794	1,741
その他	419	409
負債合計	103,770	105,828
純資産の部		
株主資本	96,121	83,694
資本金	23,557	23,557
資本剰余金	41,497	41,497
資本準備金	41,450	41,450
その他資本剰余金	46	47
利益剰余金	34,369	21,948
利益準備金	2,947	2,947
その他利益剰余金	31,421	19,000
固定資産圧縮積立金	1,330	1,333
繰越利益剰余金	30,091	17,667
自己株式	△3,302	△3,309
評価・換算差額等	2,427	2,166
その他有価証券評価差額金	2,442	2,144
繰延ヘッジ損益	△15	21
新株予約権	342	268
純資産合計	98,890	86,128
負債純資産合計	202,661	191,957

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第77期 (平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで)		(ご参考) 第76期 (平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで)	
売上高		228,657		214,012
売上原価		197,671		198,803
売上総利益		30,986		15,208
販売費及び一般管理費		25,705		22,929
営業利益又は営業損失(△)		5,281		△7,721
営業外収益				
受取利息	237		248	
受取配当金	9,111		5,063	
その他	230	9,579	570	5,882
営業外費用				
支払利息	237		244	
為替差損	1,181		804	
休止固定資産減価償却費	63		222	
その他	140	1,623	172	1,443
経常利益又は経常損失(△)		13,238		△3,283
特別利益				
固定資産売却益	28		35	
関係会社清算益	—		371	
その他	—	28	0	407
特別損失				
固定資産除売却損	172		154	
減損損失	124		717	
投資有価証券評価損	0		159	
事業構造改善費用	—		209	
本社移転費用	95		14	
その他	3	397	—	1,256
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		12,869		△4,132
法人税、住民税及び事業税	△127		△2,206	
法人税等調整額	△1,780	△1,907	2	△2,203
当期純利益又は当期純損失(△)		14,777		△1,928

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
						固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	23,557	41,450	47	41,497	2,947	1,333	17,667	21,948	△3,309	83,694
当期変動額										
剰余金の配当							△2,356	△2,356		△2,356
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	2	—		—
当期純利益							14,777	14,777		14,777
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△0	△0					7	6
株主資本以外の項目の当期変動額										
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	△2	12,423	12,420	6	12,427
当期末残高	23,557	41,450	46	41,497	2,947	1,330	30,091	34,369	△3,302	96,121

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,144	21	2,166	268	86,128
当期変動額					
剰余金の配当					△2,356
固定資産圧縮積立金の取崩					—
当期純利益					14,777
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					6
株主資本以外の項目の当期変動額	298	△36	261	73	335
当期変動額合計	298	△36	261	73	12,762
当期末残高	2,442	△15	2,427	342	98,890

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽誘電株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宋 戸 通 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽誘電株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、職務の分担等)を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有化に努めるとともに、取締役会の審議内容について検討を行いました。また、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容を検証し、当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針についても、その内容を検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

太陽誘電株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 外 丸 隆 ㊟

常 勤 監 査 役 中 野 勝 薫 ㊟

常勤社外監査役 吉 武 一 ㊟

社 外 監 査 役 山 川 一 陽 ㊟

以上

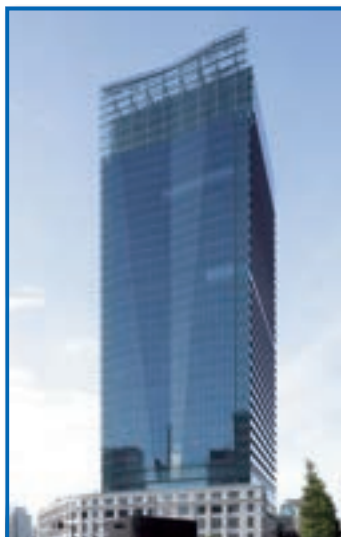
This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a guide for handwriting or typing. The background is a clean, solid white color.

株主総会会場ご案内略図

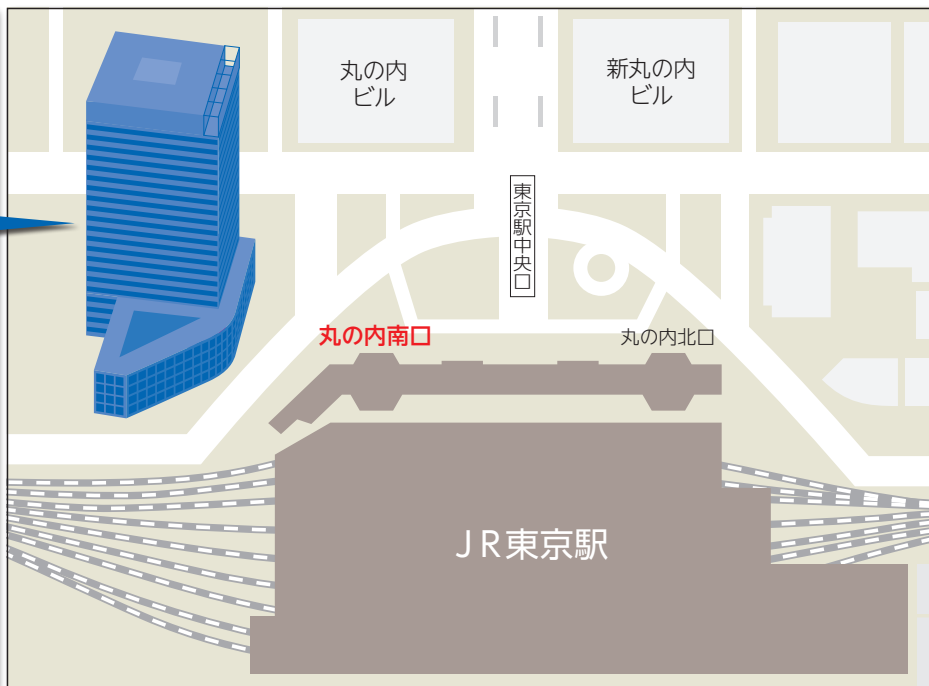
開催日時 平成30年6月28日（木曜日）午後 **2** 時（受付開始 午後 **1** 時）

会 場

J P タワー ホール&カンファレンス (KITTE 4 階) ホール
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 ☎ : 03-5222-1800



株主総会会場
JPタワー
KITTE



交通のご案内 J R 東京駅 **丸の内南口** 徒歩 1 分

※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

太陽誘電株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。